[事案 2020-84] 新契約無効請求

• 令和 3 年 1 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年 11 月に信託銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険(米ドル建)について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1)募集人から、外貨での資産運用のリスクについて、一切説明がなく、契約締結前交付書面兼商品パンフレットと設計書は紙袋に入れて手渡されただけであった。
- (2) 本契約の保険料に充当した資金は、自宅用の中古マンションを購入するための資金であり、 終身保険に入るつもりはなく、一般の保険とは異なる定期預金のような商品であると思っ ていた。

<保険会社の主張>

募集人は、パンフレットや設計書などを利用して説明しており、不適切な募集行為等を行っていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人の上司の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人からリスクについての説明が一切なく、パンフレットと設計書は紙袋に入れて手渡されただけであったとは認められず、また、一般の保険とは異なる定期預金のような商品と思っていたことも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。